

埼玉県「みどりと生き物」の学習コンテンツ検討委員会設置要綱

(目的)

第1条

「みどりと生き物」に関する子供たちの理解や関心を高めるため、教育現場で活用しやすく学習効果が高いコンテンツについて検討することを目的として、埼玉県みどりと生き物の学習コンテンツ検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、以下の事項について検討を行う

- (1) 「みどりと生き物」に関する学習コンテンツの内容や活用方法
- (2) 今後、必要とされる「みどりと生き物」に関する学習コンテンツ
- (3) その他必要とする事項

(委員)

第3条 委員会の構成は別表のとおりとし、任期は1年以内とする。

- 2 委員の再選は妨げないものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故ある時は、予め委員長が指名する委員が委員長を代行する。

(検討委員会)

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 検討会の議事及び検討内容は原則公開とする。ただし、検討会が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(事務局)

第6条 委員会に事務局を置き、その事務は、埼玉県環境部みどり自然課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	人数
有識者	4人以内
教育関係者	5人以内
行政関係者	1人
合計	10人以内